

児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいを有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の母または父などに支給されます。

【対象者】

- 支給要件に該当する児童を監護する母
- 支給要件に該当する児童を監護する父
- 父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育している養育者

【支給要件】

- 父または母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても手当は支給されません。

- 国内に住所がない場合
- 請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額以上の場合
- 請求者および児童が公的年金を受けることができる場合
(公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります)
- 対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 里親に委託されている場合
- 児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）に養育されている場合

※母（父）に対する手当は、支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過した時は、手当額が減額になることがあります。



【手当月額】

(令和6年4月から適用)

支給区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額45,500円	月額(所得に応じて決定) 10,740円~45,490円
児童2人	月額10,750円加算	月額(所得に応じて決定) 5,380円~10,740円加算
児童3人以上 (児童1人につき)	月額 6,450円加算(R6.10月まで) 月額10,750円加算(R6.11月から)	月額(所得に応じて決定) 3,230円~ 6,440円加算(R6.10月まで) 5,380円~10,740円加算(R6.11月まで)

【支給時期】

原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

(例) 5月支給分=当年3、4月分の計2ヶ月分

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。